

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、経営理念に掲げる「地域の夢、お客様の夢をかなえる創造的なベストバンク」を実現するとともに、金融環境の変化に適切に対応し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るために、次の基本方針に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化とその充実に取り組みます。

- (1)当行は、株主の権利を確保し、その権利を適切に行使できるよう環境を整備します。また、株主の平等性を確保するよう配慮します。
- (2)当行は、株主、お客様、従業員および地域社会等のステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (3)当行は、財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供の充実に努め、経営の透明性を確保します。
- (4)取締役会および監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、その責務を適切に果たします。
- (5)当行は、中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則4-8-1] (独立社外者のみの会合)

当行では、執行役員を兼任する取締役4名に対し、監督側と位置付ける社外取締役(監査等委員である取締役を除く)および取締役会長の人数を4名としています。業務執行側と監督側の取締役の数を同数とし、さらにそれを監査・監督する監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)を置くことによって、独立取締役を含む社外取締役が意見・質問等をしやすい環境としております。

現に、取締役会においては、社外取締役からの意見・質問によって、活発な議論が行われております。

こうしたことから、当行においては、独立社外取締役を含む社外取締役の有効な活用、ガバナンス機能の充実ににおいて十分な体制整備ができており、「独立社外者のみの定期的な会合」の開催については、検討していません。

[補充原則4-8-2] (筆頭独立社外取締役の決定)

当行では、[補充原則4-8-1]に記載しているとおり、独立取締役を含む社外取締役が意見・質問等をしやすい環境としております。こうしたことから、当行においては、独立社外取締役を含む社外取締役の有効な活用、ガバナンス機能の充実ににおいて十分な体制整備ができており、「筆頭独立社外取締役」を選任する予定はございません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4] (政策保有株式)

1. 政策投資に関する基本方針

- (1)政策投資については、当行グループの事業戦略、地域への貢献度合などに照らし、当行グループの中長期的な企業価値の向上に資することを目的として行います。
- (2)政策保有目的の株式は、保有意義及び経済合理性を十分に検証し、保有に見合った価値が認められない場合には、投資先企業の十分な理解を得た上で、縮減を進めます。

2. 保有意義の検証

政策保有目的の株式は、毎年、投資先毎に保有意義及び経済合理性の点検を行い、必要に応じて投資先との対話等を通じ政策保有に係る判断の見直しを行います。点検結果を踏まえた投資先毎の保有の適否については、取締役会において検証を実施します。なお、経済合理性の点検は、当行の資本コスト等を基準として実施します。

2019年10月末基準で上場全投資先(83銘柄)を検証しました。保有を継続することとした投資先のうち、約8割が保有の基準を満たしていました。基準を満たさない投資先につきましては、採算改善や縮減交渉を行ってまいります。

3. 議決権行使に関する基本方針

政策投資先の経営方針やガバナンスの状況などを踏まえ、投資先および当行グループの企業価値向上の観点から総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。

4. 議決権行使の基準

投資先の持続的な成長や中長期的な企業価値向上を阻害すると判断される議案、当行の保有意義を不当に害すると判断される議案については反対します。

5. 政策保有株主に関する基本方針

- (1)当行は、当行の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)から売却等の申し出があった場合は、売却申出先の意向を尊重して対応します。
- (2)当行は、政策保有株主との間で、当行や株主共同の利益を害するような取引は行いません。

[原則1-7] (関連当事者間の取引)

取締役、執行役員と当行との間の利益相反取引および競業取引ならびに主要な株主と当行との間の取引については、取締役会に付議し、その

承認を得るものとします。また、当該取引後には、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告することとしています。

[原則2-6] [企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

- ・当行は、山陰合同銀行企業年金基金を通じて、以下の通り企業年金の積立金の運用を行っております。
- ・企業年金基金の運営に当たっては、適切な人材を配置しており、担当者には企業年金連合会が主催する研修や委託先の運用機関主催の各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得させ、専門性の高度化に努めております。
- ・財務、人事の各部門長等により構成する資産運用委員会における審議等を通じ、加入者および受給者保護の観点から年金資産の運用の健全性を確認する体制を構築しております。
- ・委託先の運用機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めており、その活動 状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしております。
- ・企業年金基金は、積立金の運用を複数の運用機関に委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関に一任することで、企業年金の受益者と当行の間で利益相反が生じないようにしています。

[原則3-1] (情報開示の充実)

(1) 経営理念、経営戦略

当行では経営理念および中期経営計画を策定し公表しております。

詳細については、当行ホームページに記載しておりますので、ご参照ください。

<経営理念> <https://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000040000/index.html>

<中期経営計画> <https://www.gogin.co.jp/www/contents/1529913226230/index.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 報酬の決定方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書 [取締役報酬関係] に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名方針と手続

<取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名および再任・解任>

- A. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者については、「取締役の指名に関する基本方針」で定める以下の「取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の選任基準」を勘案し、代表取締役が人事案を策定し、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、株主総会に付議する取締役選任議案を取締役会で決定します。

[取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の選任基準]

- (a) 銀行の業務執行における十分な実績および経験を有し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有すること。
- (b) 当行の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できること。
- (c) 役職員を惹きつけ組織の力を最大限引き出す人間力を有すること。
- (d) 経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を有すること。
- (e) 高い倫理観かつ十分な社会的信用を有すること。

- B. 前項に拘わらず、社外取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者については、「取締役の指名に関する基本方針」で定める以下の「社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の選任基準」を勘案し、幅広い多様な人材の中から決定します。
なお、当行の社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立性が認められる社外取締役(監査等委員である取締役を除く)を2名以上選任します。

[社外取締役(監査等委員である取締役を除く)の選任基準]

- (a) 当行の経営理念、地域金融機関としての社会的な責務や役割に十分な理解を有すること。
- (b) 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、金融経済、経営コンサルティング、顧客サービス等の分野における高い見識や豊富な経験を生かして、取締役および執行役員を監督し、的確・適切な意見・助言を行えること。

- C. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の再任・解任については、「取締役の指名に関する基本方針」で定める以下の「取締役(監査等委員である取締役を除く)の再任基準」および「取締役(監査等委員である取締役を除く)の解任基準」を勘案し、指名・報酬委員会において貢献度や業績等を評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、株主総会に付議する取締役選任議案を取締役会で決定します。

また、任期中において取締役の適性に疑義のある事由や解任基準に該当する事由が生じた場合には、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会は辞任勧告または株主総会に付議する解任議案の提出をすることができます。なお、解任に代えて、任期満了時に不再任とすることができます。

[取締役(監査等委員である取締役を除く)の再任基準]

- (a) 取締役について定める資質が認められること。
- (b) 取締役の選任に関する定年基準を満たしていること。

[取締役(監査等委員である取締役を除く)の解任基準]

- (a) 著しく企業価値を毀損させたとき。
- (b) 銀行の信用と名誉を傷つける行為があったとき。
- (c) 故意または重大な過失によって、銀行に損害を与えたとき。
- (d) 銀行の重要な機密情報を銀行外にもらしたとき。
- (e) 不正行為をしたとき。
- (f) 刑法犯等社会から指弾を受けるような行為をしたとき。
- (g) 健康上の理由から、職務の継続が困難となったとき。
- (h) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

- D. 取締役会長および取締役頭取の選定については、選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から、「取締役の指名に関する基本方針」で定める以下の「取締役会長・取締役頭取の選定基準」に掲げる資質、能力、人格、経験、実績等を勘案し、代表取締役が議案を策定し、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会で選定します。

[取締役会長・取締役頭取の選定基準]

- (a) 経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を有すること。

- (b) 大局に立って創造・改革を推し進めるリーダーシップ力を有すること。
- (c) 明確なビジョンを組織に浸透させ実現するコミュニケーション力を有すること。
- (d) 健全な危機意識を持続し、企業価値の向上に組織を導く牽引力を有すること。
- (e) 地域を知り尽くし、地域からの信頼も厚く、地域への思いを持って事に当たる人材であること。

任期中において、取締役会長および取締役頭取の適性に疑義のある事由や取締役(監査等委員である取締役を除く)の解任基準に該当する事由が生じた場合には、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会は解職を決定することができます。

- E. 後継者計画について、取締役会および指名・報酬委員会は、経営理念や経営戦略を踏まえ、取締役頭取の後継者計画に主体的に関与するとともに、経営陣幹部として重要な職責を果たすべき後継者候補を選抜し、経営トップに必要な資質を備えさせるよう人材の育成、見極めについて適切に監督します。

<監査等委員である取締役の指名および再任・解任>

- A. 監査等委員である取締役候補者については、「監査等委員である取締役の指名に関する基本方針」で定める「監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の選任基準」を勘案し、代表取締役が人事案を策定し、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、株主総会に付議する監査等委員選任議案を取締役会で決定します。
 [監査等委員である取締役(社外取締役を除く)の選任基準]
 - (a) 銀行業務・財務・会計・法務に関する十分な知識および経験を有し、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有すること。
 - (b) 経営の健全性および透明性の向上に貢献できること。
 - (c) 高い倫理観かつ十分な社会的信用を有すること。
- B. 前項に拘わらず、監査等委員である社外取締役候補者は、「監査等委員である取締役の指名に関する基本方針」で定める「監査等委員である社外取締役の選任基準」を勘案し、幅広い多様な人材の中から決定します。
 なお、当行の社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立性が認められる監査等委員である社外取締役を3名以上選任します。
 [監査等委員である社外取締役の選任基準]
 - (a) 当行の経営理念、地域金融機関としての社会的な責務や役割に十分な理解を有すること。
 - (b) 監査等委員である社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、金融経済、法務、財務・会計、税務、監査等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の職務の執行を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できること。
 - (c) 当行の社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立性が認められること。
- C. 監査等委員である取締役の再任・解任については、「監査等委員である取締役の指名に関する基本方針」で定める「監査等委員である取締役の再任基準」および「監査等委員である取締役の解任基準」を勘案し、指名・報酬委員会において貢献度等を評価・審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定します。
 任期中において、監査等委員である取締役の適性に疑義のある事由や解任基準に該当する事由が生じた場合には、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会は辞任勧告または株主総会に付議する解任議案の提出をすることができます。なお、解任に代えて、任期満了時に不再任とすることができます。
 [監査等委員である取締役の再任基準]
 - (a) 監査等委員である取締役について定める資質が認められること。
 - (b) 監査等委員である取締役の選任に関する定年基準を満たしていること。
 [監査等委員である取締役の解任基準]
 - (a) 銀行の信用と名誉を傷つける行為があったとき。
 - (b) 故意または重大な過失によって、銀行に損害を与えたとき。
 - (c) 銀行の重要な機密情報を銀行外にもらしたとき。
 - (d) 不正行為をしたとき。
 - (e) 刑法犯等社会から指弾を受けるような行為をしたとき。
 - (f) 健康上の理由から、職務の継続が困難となったとき。
 - (g) その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(5) 経営陣幹部の選任および取締役候補者の指名の理由

<取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者> (2020年6月25日開催の第117期定時株主総会で選任)

・石丸 文男(再任)

鳥取営業部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。取締役、常務取締役、取締役専務執行役員を務めたのち、2015年6月から取締役頭取を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力、改革を推し進めるリーダーシップ力、企業価値の向上に組織を導く牽引力等を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。今後は、取締役会長としてコーポレートガバナンスの一層の強化に努めるとともに、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

・山崎 徹(再任)

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員、常務執行役員、取締役専務執行役員を務めたのち、2018年6月から取締役副頭取執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。今後は、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を牽引し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

・杉原 伸治(再任)

人事部長、CR統括部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員、常務執行役員を務めたのち、2017年6月から取締役専務執行役員を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。昨今の厳しい経営環境においては、経営を俯瞰した立場からリスクに対する迅速かつ合理的な判断力を発揮して、当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引き続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者となりました。

・清田 睦人(新任)

東京支店長、人事部長、鳥取営業部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。執行役員を務めたのち、2017年6月から常務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者となりました。

・井田 修一(新任)

広島支店長、総合事務部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2018年6月から執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者となりました。

・多胡 秀人(再任)

地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップバンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2007年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。

・田部 長右衛門(再任)

地元を代表する経営者としての豊富な経験・見識ならびに地域振興活動に対する様々な知見を有しております。2011年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。田部氏が経営する事業会社と当行との取引実態に照らし、田部氏を独立役員と指定しないものの、地域を熟知した経営者としての経験・見識を生かし、当行経営全般に対する助言・提言、ならびに地元経済界を代表する立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。

・倉部 康行(再任)

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。

＜監査等委員である取締役候補者＞(2019年6月25日開催の第116期定時株主総会で選任)(注)監査等委員である取締役の任期は2年

・吉田 孝(新任)

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、CR統括部グループ長、システム部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2017年6月から常勤監査役を務め、その職務を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

・宮内 浩二(新任)

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、東京支店長、浜田支店長、人事部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2018年6月から執行役員人事部長を務め、その職務を適切に果たしております。その豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。

・河本 充弘(新任)

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2005年6月に社外監査役に就任して以来、監査役の職務・職責を適切に果たしてきました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しました。

・今岡 正一(新任)

公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有し、2015年6月に社外監査役に就任して以来、監査役の職務・職責を適切に果たしてきました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しました。

・足立 珠希(新任)

弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有し、2016年6月に社外監査役に就任して以来、監査役の職務・職責を適切に果たしてきました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しました。

[補充原則4-1-1](経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、経営意思決定の機動性を確保するため、法令等に照らし取締役会の決議を要しない事項、ならびに定款に基づき重要な業務執行の決定権限の一部を経営執行会議等および執行役員に委任することができます。

経営執行会議等および執行役員に委任する範囲については、「取締役会規程」および「職務権限規程」に明確に定めており、取締役会はそれらの職務の執行状況を監督しています。

[原則4-8](独立社外取締役の選任)

当行は、本報告書の「取締役関係」に記載しているとおり、独立性が認められる社外取締役(監査等委員である取締役を除く)を2名、および独立性が認められる監査等委員である社外取締役を3名選任しております。

[原則4-9](独立社外取締役の独立性判断基準)

当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」の概要につきましては、本報告書の「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-1](取締役の構成)

当行は取締役が十分に議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定を行うことを目的に、取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数を定款で定める10名以内の適切な人数としております。また、監査等委員である取締役の員数を定款で定める5名以内の適切な人数としております。

当行は、経営の透明性向上と取締役会における牽制機能の強化を図るため、当行の社外役員の独立性に関する基準に照らし、独立性が認められる社外取締役(監査等委員である取締役を除く)を2名以上選任するとともに、独立性が認められる監査等委員である社外取締役を3名以上選任します。

取締役会は、地域金融機関の経営に強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経

験、能力のバランスおよびジェンダーを含む多様性の確保に努めます。

取締役会の活性化を図るべく、取締役会長、取締役頭取および社外取締役を含む全取締役の選任に関する定年基準を設けております。また、取締役の選任に関する方針・手続については、[原則3-1]に記載しております。

[補充原則4-11-2] (役員の兼任状況)

毎年、取締役の重要な兼職の状況を「定時株主総会招集ご通知」および「有価証券報告書」において開示しております。なお、本報告書提出日現在、取締役の他の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりです。

(兼任状況)

・倉部 康行

産業ファンド投資法人 執行役員

・今岡 正一

大黒天物産株式会社 監査役 (社外監査役)

[補充原則4-11-3] (取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要)

<評価の方法>

当行では、取締役会が「企業価値の向上に貢献しているか」、「適切に機能し成果をあげているか」という観点に基づき、取締役に對して2019年12月に「取締役会の実効性に関するアンケート」を実施いたしました。また、アンケートの回答内容を踏まえ、2020年2月開催の取締役会において、取締役会の実効性に関する分析および評価を実施いたしました。

<分析・評価結果の概要>

自己評価の結果、当行の取締役会は、取締役会の構成、運営、議論の質と意思決定プロセス、リスクテイク、対外的なコミュニケーション等において、適切な体制が構築されており、実効性が十分に確保されていることを確認いたしました。各取締役は、それぞれの能力、経験に応じて積極的に意見を述べており、取締役としての役割を適切に果たしていることも確認いたしました。また、昨年度の自己評価で課題とされた「後継者育成とその計画への監督」については、指名委員会における議論の充実と取締役会への結果還元によって、評価が改善しております。

一方で、取締役会の実効性を一層高める観点から、次の課題を認識しております。

(1) 適切なリスクテイクに関する議論の活性化

(2) 取締役会運営の更なる向上

<分析および評価を踏まえた今後の課題への対応>

上記の分析・評価結果を踏まえ、取締役会が監督機能を最大限発揮するために必要な以下の2点に取り組んでまいります。

(1) 中長期的な経営課題と、それに対応するリスクテイクについて執行側での議論が進むよう、取締役会によるモニタリング強化と戦略的な方向付けを図ります。

(2) 取締役会における深度ある議論の充実を図るため、資料の構成・記載内容の見直し、議案によっては社外取締役向けの事前説明の実施を検討いたします。

[補充原則4-14-2] (取締役に對するトレーニング方針)

当行は、社外取締役を含む取締役にその役割および責務を果たすために必要とする知識を習得・更新するため、社内外の研修機会を提供・斡旋し、その費用を負担します。

当行の社外取締役に對しては、その役割および責務を果たすために、当行の経営戦略や中期経営計画、経営課題等について、執行役員または各所管部署から説明を受ける機会を提供します。

[原則5-1] (株主との建設的な対話に関する方針)

株主のみなさまとの建設的な対話に関する方針については、当行ホームページにて公表しております「株主等との建設的な対話に関する基本方針」に記載しておりますので、ご参照ください。

<https://www.gogin.co.jp/www/contents/1444190687614/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,423,000	4.11
日本生命保険相互会社	5,823,983	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,005,100	3.20
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,408,000	2.18
山陰合同銀行従業員持株会	3,369,743	2.15
明治安田生命保険相互会社	3,050,890	1.95
第一生命保険株式会社	3,015,593	1.92
住友生命保険相互会社	3,006,000	1.92
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	2,533,200	1.62
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,529,251	1.61

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
-------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
多胡 秀人	他の会社の出身者								○			
田部 長右衛門	他の会社の出身者				○							
倉部 康行	他の会社の出身者								○			
河本 充弘	弁護士								○			
今岡 正一	公認会計士								○			
足立 珠希	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

多胡 秀人		○	有限会社多胡事務所 代表取締役 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役 同氏は当行の取引先ですが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレーションシップバンキングにおける専門的な知見を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2007年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしております。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有しているため、証券取引所規則に定める独立役員に指定しております。
田部 長右衛門		----		地元を代表する経営者としての豊富な経験・見識ならびに地域振興活動に対する様々な知見を有しております。2011年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしております。引続き、地域を熟知した視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに地元経済界を代表する立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待し、選任しております。 なお、田部氏が経営する事業会社と当行との取引実態に照らし、田部氏を独立役員と指定しないものの、地域を熟知した経営者としての経験・知見を生かすことにより、当行の中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断しております。
倉部 康行		○	リサーチアンドブライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 産業ファンド投資法人 執行役員 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニアフェロー 同氏は当行の取引先ですが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしております。引続き、専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有しているため、証券取引所規則に定める独立役員に指定しております。
河本 充弘	○	○	弁護士法人河本・森法律事務所 弁護士 同氏および弁護士法人河本・森法律事務所は当行の取引先ですが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2005年6月に社外監査役に就任して以来、監査役の職務・職責を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有しているため、証券取引所規則に定める独立役員に指定しております。

今岡 正一	○	○	合同会社今岡会計事務所 公認会計士・税理士 ACアーネスト監査法人 社員 大黒天物産株式会社 社外監査役 同氏、合同会社今岡会計事務所およびACアーネスト監査法人は当行の取引先ですが、取引の内容は通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	公認会計士および税理士として財務および会計に関する豊富な専門的知識と実務経験を有し、2015年6月に社外監査役に就任して以来、監査役職務・職責を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有しているため、証券取引所規則に定める独立役員に指定しております。
足立 珠希	○	○	足立珠希法律事務所 弁護士 同氏および足立珠希法律事務所は当行の取引先ですが、取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2016年6月に社外監査役に就任して以来、監査役職務・職責を適切に果たしてまいりました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。 (独立役員指定理由) 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」に照らし、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有しているため、証券取引所規則に定める独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該専属の使用人はもっぱら監査等委員会の指揮命令にしたがう旨を規程に明記しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・内部監査部門による実地監査結果の報告の受理ならびに意見交換
- ・内部監査部門発出の本部各部に対する「確認書」「回答書」の把握と本部各部の対応状況のチェック(随時)
- ・会計監査人とは、定期的に監査・レビュー結果報告受理と意見交換会を実施
- ・会計監査人、内部監査部門の各実地監査に立会を実施
- ・会計監査人と内部監査部門と三者で各監査計画説明・意見交換の三様監査会議を実施
- ・その他、内部監査部門との情報共有に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

・当行は、客観性・透明性の高い役員選任プロセス及び企業価値向上のインセンティブとなる役員報酬制度の実効性を高めるため、指名・報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。
指名・報酬委員会では、取締役及び執行役員候補者の選任及び解任、役付取締役の選定及び解職、取締役及び執行役員の報酬等について審議し、その結果を取締役会に答申します。

・指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりであります。
委員長(監査等委員でない取締役、社外) 多胡秀人
その他の構成員
監査等委員でない取締役、社内 石丸文男、山崎徹
監査等委員でない取締役、社外 田部長右衛門、倉都康行
監査等委員である取締役、社外 河本充弘

[独立役員関係]

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

・当行では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員として指定しております。
・当行が定める独立性基準は以下のとおりです。

＜社外役員の独立性に関する基準＞

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※1）の業務執行者である者（※2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間に於いて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
 - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※4）
 - (2) 上記2. から8. に掲げる者

ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者 および使用人として業務を執行する者をいう。

※3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※1に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※4 重要な業務執行者とは、上記※2に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

1.業績連動報酬

業績向上への意欲を高めることを目的に、当行取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員に対し、当期純利益に応じた業績連動報酬枠を設定しております。

<取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠>

親会社株主に帰属する

当期純利益（連結）	業績連動報酬枠	うち社内取締役	うち社外取締役
150億円超 ～	98百万円	85百万円	13百万円
140億円超 ～ 150億円以下	91百万円	79百万円	12百万円
130億円超 ～ 140億円以下	84百万円	73百万円	11百万円
120億円超 ～ 130億円以下	77百万円	67百万円	10百万円
110億円超 ～ 120億円以下	70百万円	61百万円	9百万円
100億円超 ～ 110億円以下	63百万円	55百万円	8百万円
90億円超 ～ 100億円以下	56百万円	49百万円	7百万円
80億円超 ～ 90億円以下	49百万円	43百万円	6百万円
70億円超 ～ 80億円以下	42百万円	37百万円	5百万円
60億円超 ～ 70億円以下	35百万円	31百万円	4百万円
50億円超 ～ 60億円以下	28百万円	25百万円	3百万円
50億円以下	0円	0円	0円

2.自社株を用いた株式報酬

株価上昇のメリットと株価下落のリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な株主価値増大への経営意識を高めることを目的に、当行取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員（以下、「取締役等」と言います。）に対する自社株を用いた株式報酬制度を導入しております。

(1)株式報酬額

取締役等に対して、1事業年度に付与されるポイント数は30万ポイント以内（うち取締役15万ポイント以内（うち社外取締役1万5千ポイント以内）、うち執行役員15万ポイント以内）で、取締役会が定める役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与します。

ただし、付与するポイントの上限は、当行が本制度のために拠出した資金を原資として取得する当行株式の取得額を元に、年額200百万円以内（うち取締役100百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）、うち執行役員100百万円以内）とします。

(2) 当行株式の給付時期

取締役等は、役員株式給付規程に定める要件を満たした場合、退任時の所定の手続きを行うことにより、退任時まで付与されたポイントを合計した数に相当する当行株式を1ポイントあたり当行株式1株の割合で受取ります。

ただし、役員株式給付規程に別途定める要件を満たした場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を受取ります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当行は、2016年6月の自社株を用いた株式報酬制度導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションにかかる報酬枠は廃止しております。ただし、同報酬枠廃止以前に、当行取締役、監査役および執行役員に対して付与したストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とする。

(3) 新株予約権の主な条件

新株予約権者は当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告、有価証券報告書において、全取締役の総額を開示したうえ、社内取締役の報酬総額も開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・当行は、役員報酬制度の透明性、公平性を高めるとともに、業績連動報酬および自社株を用いた株式報酬制度を導入し、役員の業績向上への意欲や中長期的な企業価値増大への意識を高めています。
- ・経営陣の業績向上に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行うため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬からなり、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、株主総会に付議する取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定議案を取締役会で決定します。
- 各取締役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内かつ業績に連動した基準表に応じ、取締役会が制定する「取締役報酬規程」で定める役位基準に従って決定します。
- ・監査等委員である取締役の報酬は確定金額報酬とし、指名・報酬委員会において評価・審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、株主総会に付議する監査等委員である取締役の報酬額設定議案を取締役会で決定します。
- 各監査等委員である取締役の報酬額の決定プロセスについては、株主総会で決められた年間報酬枠内で、監査等委員会が制定する「監査等委員報酬規程」に従って決定します。

【社外取締役のサポート体制】

1. 取締役会は、その審議を図るため、次のとおり取締役会を運営しております。
 - (1) 取締役会の議案および議案に関する資料は、取締役会の会日に十分に先立って、取締役に配付しています。
 - (2) 必要に応じ、取締役会事務局を通じて取締役に對して取締役会の審議に向けた十分な情報を提供しています。
 - (3) 半期毎に取締役会開催スケジュールを決定しています。
 - (4) 審議項目を適切に設定することなどにより、審議時間を十分に確保しています。
2. 当行は、内部監査部門と取締役会・監査等委員会との連携を確保しています。
3. 取締役会事務局、秘書グループおよび監査等委員会室スタッフは、社外取締役の指示を受けて、会社の情報を適確に提供できるよう、行内との連絡・調整にあたっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
久保田 一郎	特別顧問	地域経済諸団体の公職	常勤・報酬有	2020/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1 名

その他の事項

- ・当行特別顧問は、取締役会において選任され、その任期は1年です。
- ・当行役員退任後も、地域経済諸団体の公職に就任中のため、特別顧問に選任しています。
- ・銀行経営への助言はなく、取締役会等へも出席していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当行は、コーポレート・ガバナンスにおいて、監査・監督機能の強化、意思決定の迅速化、経営の透明性の向上を目的に、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しています。

- (1) 取締役会は、経営に関する重要な意思決定をするほか、取締役および執行役員の業務執行状況を監督します。
- (2) 監査等委員会は、法令・定款・監査等委員会規程等に従い、取締役会とともに監督機能を担い、かつ、会計監査人および内部監査部門と連携して、取締役の職務執行監査を基本に当行の内部統制が適切に機能しているかを監視・検証します。
- (3) 当行は、執行役員制度を導入し、取締役会が担うべき経営に関する意思決定機能および業務執行監督機能と、執行役員が担うべき業務執行機能を分離してそれぞれの役割と責任を明確にし、機動的な業務執行が可能な体制としています。
- 執行役員の任期は取締役（監査等委員である取締役を除く）と同じく1年としています。
- (4) 常務以上の執行役員で構成する経営執行会議は、経営の重要事項にかかる協議機関として定期的に開催します。
- (5) 当行は、客観性・透明性の高い役員選任プロセスおよび企業価値向上のインセンティブとなる役員報酬制度の実効性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。

<取締役会>

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名（うち社外取締役3名）名、および監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成し、経営に関する重要な意思決定と取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っています。取締役会は、毎月定期的に開催するとともに、緊急の事案に対応するため、必要に応じて臨時取締役会を開催します。

<監査等委員会>

当行は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成し、取締役の職務執行状況を基本とした監査の状況につき協議、報告を行います。定例監査等委員会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催します。

<経営執行会議>

経営執行会議は、常務以上の執行役員で構成し、経営の意思決定の効率化を図り経営に関する諸施策・諸課題について多面的な検討を行うために設置し、月1回以上の頻度で随時機動的に開催し、経営上の重要事項について協議を行っております。

<内部監査>

当行は、業務執行部門から独立した取締役会直属の内部監査部署として、監査部を設置しています。監査部は、取締役会において承認された内部監査方針・計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して監査を実施し、監査結果、指摘事項等を取締役会及び監査等委員会に定期的に報告しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と充実を目的として、2019年6月25日開催の第116回定時株主総会決議により、「監査等委員会設置会社」へ移行しました。

監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとでの確かつ迅速な意思決定と機動的な業務執行を図ります。また、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの当行経営に対する客観的・中立的な牽制・監視・監督機能は重要と考えており、現在、社外取締役6名（うち監査等委員である取締役3名）を選任しています。

また、「経営に関する意思決定及び業務執行監督機能」と「業務執行機能」を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。

当行は、これらの体制により経営の監督機能が十分に発揮されていると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前の発送としております。
集中日を回避した株主総会の設定	2001年より集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知部分および議案(参考書類)部分について英文での提供を行っております。
その他	ホームページに招集通知を掲載しております。 株主総会の招集通知について、一部Web開示を実施しております。 株主総会における説明事項を映像化し、わかりやすい総会運営に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	地元(山陰両県・兵庫県)で個人投資家向け説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京でアナリスト・機関投資家向けに年2回会社説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米・アジアを中心に、主要投資家に向けて年1回程度の個別説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、株主・投資家の皆様向けの専用ページを設け、当行の経営理念、経営計画、頭取メッセージのほか、決算情報、適時開示資料、会社説明会資料等を掲載しております。海外投資家向けに英訳の文書も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：経営企画部 IR担当役員：常務執行役員 清田睦人 IR事務連絡責任者：執行役員経営企画部長 井田修一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	◆当行では、安定配当を維持しつつ、業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を導入しており、「配当金支払の目安」(業績連動配当基準)に基づき剰余金の配当を行っております。2018年3月期からは業績連動配当基準を変更し、安定配当を1株あたり年間14円とし、当期純利益(単体)が80億円を超過する場合には、業績に応じた配当を行ってまいります。 ◆お客様には、安心してご利用いただけるように顧客保護等管理態勢を充実させてまいります。そのため、与信取引、リスク商品販売における説明責任の徹底を図るほか、金融犯罪防止への積極的な取組み、安心できる決済システムの提供に努めてまいります。 ◆「従業員同士の関わりを強くする」「従業員の満足を実現」することで、いきいきと働き、心が通う組織の実現を目指し、組織の活性化を図ってまいります。

	◆「ごうぎん一粒の麦の会」 1981年に当行の創立40周年記念事業として発足。当行とグループ会社の役職員有志により、医療・福祉・介護分野で地域に貢献される事業者様に車椅子等の寄付活動が続けております（2019年3月末までの累計寄付実績1,143先、1億18百万円）。 ◆「ごうぎん鳥取文化振興財団」「ごうぎん島根文化振興財団」（2011年に公益法人化） 当行の創立50周年記念事業として、1992年から山陰両県の実業・文化芸術・スポーツに関する活動に対して運営費の助成（各県年間6百万円以上）や協賛を行っております。また、ごうぎん島根文化振興財団では、「尚風館（しょうふうかん）」（現代版寺子屋）を2012年9月に開校し、青少年の育成事業にも取り組んでおります。2019年4月現在の受講生数は、1期生（高等課程）9名、2期生（中等課程）12名、3期生（初等課程）16名となっております。 ◆「小さな親切」運動 当行は、1997年より公益社団法人「小さな親切」運動本部の山陰本部事務局を務め、山陰両県の多くの会員の皆様にご協力いただきながら、日本列島クリーン大作戦（山陰の海岸や湖岸、公園の一斉清掃）、春と秋のあいさつ運動、日本列島コスモス作戦、エコキャップ収集運動、「小さな親切」作文コンクールなどの活動を行っております。 また、山陰本部独自の活動として、2005年から「紙芝居キャラバン」声優さんがやってくる」と題して、山陰両県の小学校を対象に、有名声優による紙芝居公演を行い、親切心や森林保全の大切さを伝える活動を行っております。このほか2014年度からは「杖を贈る」運動、子供支援運動も実施しております。 ◆「森林保全活動」 当行は、2006年から鳥取県の「とっとり共生の森」事業、島根県の「しまね企業参加の森づくり」事業に参画し、山陰両県の4か所の森林を借り受け、役職員が下草刈や間伐、広葉樹の植林などを行う森林保全活動に取り組んでおります。また、2017年からは活動開始10周年を機に会場を2か所増やし、山陰両県全域をカバーする6か所で実践活動を継続しております（2019年度までの累計参加者8,514人、約17,000本を植樹）。 森林保全活動を開始した2006年には、山陰両県のNPO法人やボランティア団体などに呼び掛け「森林を守ろう！山陰ネットワーク会議」を設立。当行がその事務局を担いながら、参加団体との連携、情報共有、交流促進などにより、山陰両県における森林保全活動の拡大に取り組んでおります。（2019年3月末現在、鳥取県28団体、島根県24団体の計52団体）。 また、2008年からは他の地方銀行にも呼び掛けを行い、「日本の森を守る地方銀行有志の会」を結成。当行がその事務局を務め、森林保全活動の連携の輪を全国にも拡げております。 ◆「障がい者の雇用」 当行は2007年に知的障がいのある方が専門的に就労する事業所「ごうぎんチャレンジまつえ」を、2017年には主に精神障がいや発達障がいのある方が就労する事業所「ごうぎんチャレンジとっとり」を開設しております。2つの「ごうぎんチャレンジ」を通じて、当行は障がいのある方の自立や社会参画を積極的に支援し、「地域におけるセーフティネット」作りを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	適時適切な情報開示を基本とし、ニュースリリース、ディスクロージャー誌、ホームページ等により、当行の経営情報を積極的に開示し、株主の皆様・お取引先の皆様にご理解いただくよう努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 その他	◆女性の活躍に向けた取組 当行は、「女性の活躍機会拡大」を経営目標の一つとし、女性の活躍できる職場にむけて、管理職の女性行員比率を2021年3月末までに25%へ引上げることを目標としており、2019年4月1日現在で22.1%となっております。また、女性行員比率を高めることで、女性の視点や発想を活かしたお客さまサービスの向上への取組みも進めております。また、2018年4月から、女性が大半を占めるエリア職行員のキャリアマップに「法人営業」を追加し、女性の活躍の場を多様化することで、より一層のキャリアアップを目指すことのできる環境を整えました。 仕事と家庭の両立を支援するため、最長3年の育児休業制度や短時間勤務制度の実施を行っております。また、国から支給される「育児休業給付」の対象期間が過ぎた1歳を超える子を養育する育児休業者に対し、当行独自の「育児休業補助金制度」から補助を行い、育児に専念できる環境整備を進めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[内部統制システムに関する基本方針]

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領(企業行動原理及び役職員の行動規範)」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図ります。
 - (2) 原則として、全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に付議・報告する体制とします。
 - (3) コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実に努めます。
 - (4) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置するとともに、当行グループから独立した社外取締役を選任します。
 - (5) 業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査方針及び内部監査規程にしたがい内部監査を実施します。
 - (6) 内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口(弁護士)に直接通報できる体制とします。
 - (7) マネー・ロンダリング等防止にかかる基本方針を定め、当行グループ一体となってマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保すべく管理態勢を整備します。
 - (8) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識します。
 - A. 信用リスク
 - B. 市場リスク
 - C. 流動性リスク
 - D. オペレーショナル・リスク
- (2) リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図ります。
また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にALM委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行います。
- (3) 不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、監査・監督機能の強化、意思決定の迅速化、経営の透明性の向上を目的に、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しています。

- (1) 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入しています。また、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について多面的な検討を行います。
- (2) 取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、経営意思決定の機動性を確保するため、法令等に照らし取締役会の決議を要しない事項、ならびに定款にもとづき重要な業務執行の決定権限の一部を経営執行会議等および執行役員に委任します。
経営執行会議等および執行役員に委任する範囲については、「取締役会規程」および「職務権限規程」に明確に定め、取締役会はその職務の執行状況を監督します。
- (3) 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現します。

5. 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保します。

- (1) グループ会社のコンプライアンス態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実に努めます。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施します。
- (2) グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告します。
- (3) グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理します。
- (4) グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現します。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専属の使用人を配置しております。

7. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査等委員会の意見を尊重します。また、専属の使用人はもっぱら監査等委員会の指揮命令にしたがう旨を規程に明記しております。

8. 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行の取締役及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制
 - A. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会へ報告する基準等について監査等委員である取締役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である

取締役へ報告します。

また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員である取締役から報告を求められたときには、速やかに報告を行います。

- B. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査等委員会に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告します。

- (2) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査等委員会に定期的に報告します。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底します。

10. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設けます。

また、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査等委員である取締役と定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員である取締役は経営執行会議その他の重要な委員会等に出席できるものとしております。

その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査等委員である取締役との円滑な意思疎通等連携に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、金融取引に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下のとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係遮断を徹底します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断を「内部統制システムに関する基本方針」に位置づけるとともに、社内規程等を整備し、当行単体のみならず当行グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組みます。また、反社会的勢力との取引解消や不当要求への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保します。

2. 一元的な管理態勢の構築

- (1) 反社会的勢力に関する情報を一元的に管理したデータベースを構築のうえ、積極的に活用するとともに、当行グループ内での情報の共有化を図ります。
- (2) 平素から、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
- (3) 反社会的勢力に関する情報は、迅速かつ適切に経営陣が把握できる態勢とします。

3. 審査態勢の構築

- (1) 反社会的勢力に関する情報を活用した事前審査を適切に実施するとともに、契約書、約款等へ反社会的勢力排除のための条項の導入を徹底し、銀行単体での取引のみならず他社との連携による金融サービスを含め、反社会的勢力との取引防止を図ります。
- (2) 既存の契約等の事後検証を適切に実施し、反社会的勢力との関係遮断を徹底します。

4. 反社会的勢力との取引解消に向けた取り組み

取引開始後、反社会的勢力であることが判明した際は、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、可能な限り速やかに取引を解消するなど、反社会的勢力との関係遮断のための措置を的確に講じます。

5. 反社会的勢力による不当要求への対処

反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で拒否し、裏取引や資金提供は行いません。また、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と相談のうえ、民事・刑事の法的対応を見据え、強い姿勢で対処します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1 ディスクロージャーに対する考え方

当行は、財政状態・経営成績等の財務情報や、コーポレート・ガバナンス、経営戦略・経営課題および内部統制システムに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおります。

当行は、あらゆるステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な情報開示を実践しております。その継続により、経営の透明性、公平性および公正性を高め、ステークホルダーからの信頼の獲得および維持・向上を通じて、当行の持続的な成長を目指しております。

2 適時開示に係る社内体制の状況

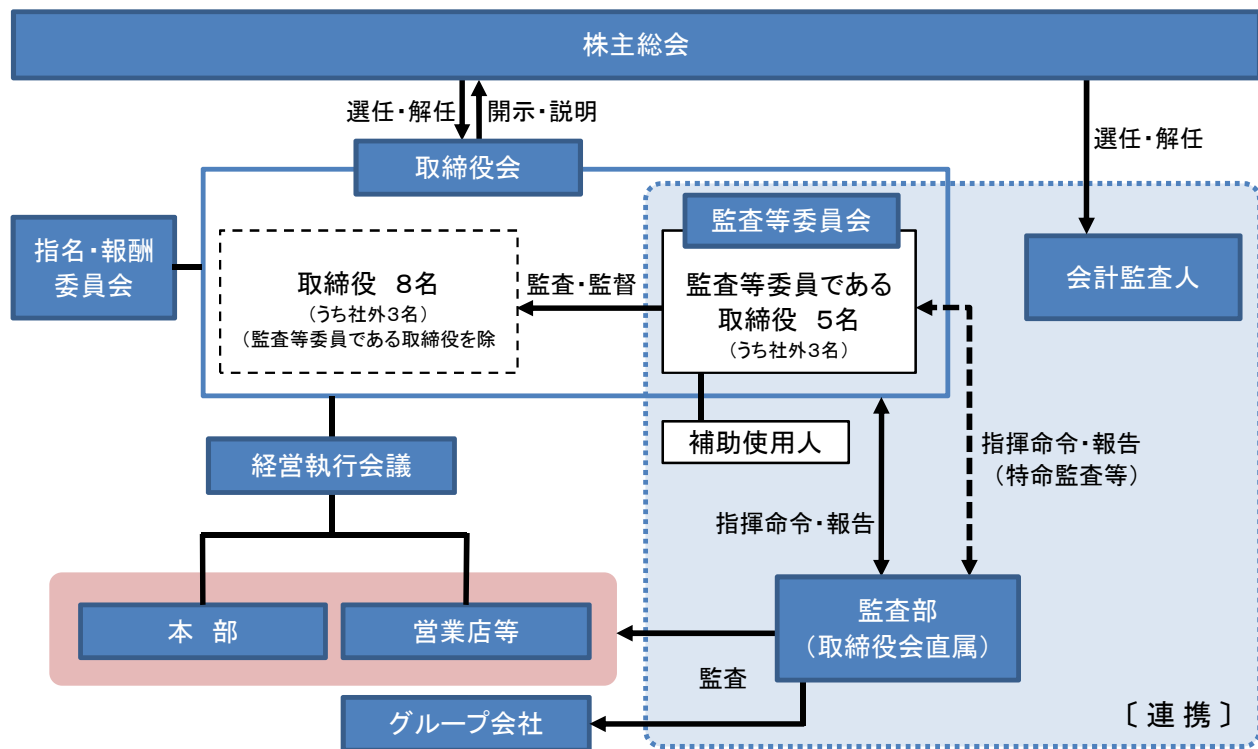
当行は、適時開示所管部を経営企画部とし、経営企画部担当執行役員の統括のもと決定事実や発生事実等の一元管理を行い、適正な情報開示を速やかに実施する体制としております。

また、コンプライアンス統括部署であるリスク統括部を設置し、開示内容の法令上の適確性を確保する体制としております。

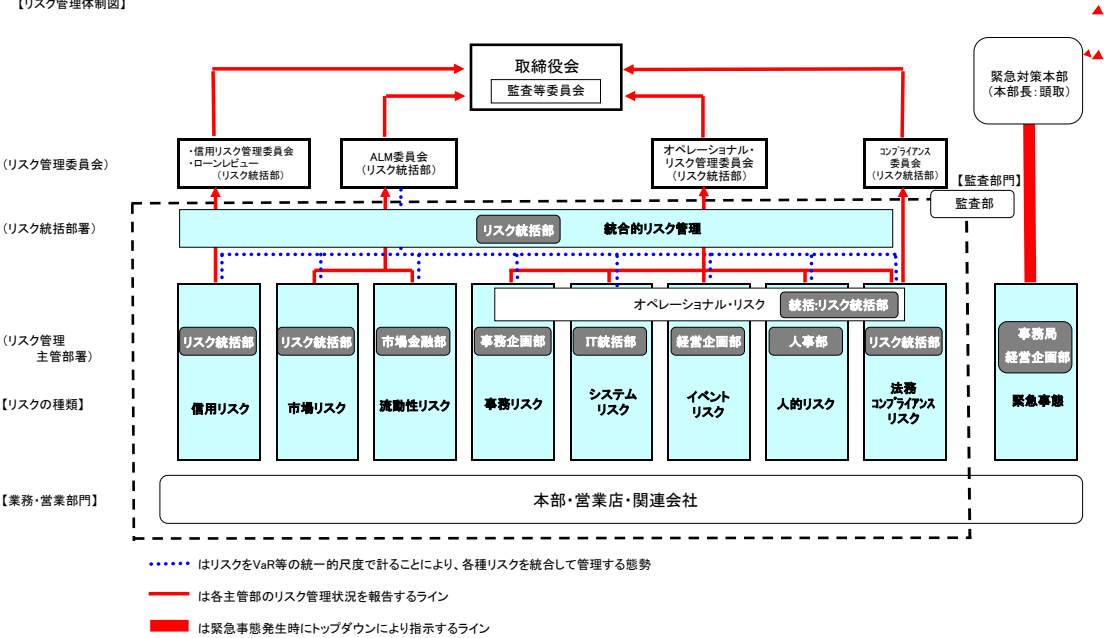
画像ファイル (PDFファイル)

1. コーポレート・ガバナンス体制図
2. リスク管理体制図
3. 適時開示に係る組織体制図

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【リスク管理体制図】



適時開示に係る組織体制図

